

## 2. ES指針(2001年)

- ヒト胚の滅失を伴う研究の規制
  - 科学技術会議声明倫理委員会・ヒト胚研究小委員会「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」(2000年)
  - ①ヒト胚の生命の保護の観点からは規制はできない。
  - ②人の生命の尊厳(生命に対する畏敬の感情)の観点からの規制
- 法令ではなく行政ガイドラインによって規制
  - 包括的なヒト胚保護指針ではない
- ヒト胚のソースを限定
  - 余剰胚—第一種樹立
  - クローン胚(CSTP報告書[2004年]を受けて、2009年から)—第二種樹立
- 限定された範囲の「基礎的研究」の目的での使用のみを許容し、樹立・分配もその目的についてのみ認める。
  - 後に、生殖細胞の作成を認めることにした。生殖細胞作成指針(2010年)。
- 厳格な審査体制
  - 最初はすべてについて、機関内倫理審査委員会+文科省(確認)の二段審査を必要としていたが、2009年改正により使用については前者だけになっている。
    - ヒトの生命を滅失してES細胞を作ることと、作られたES細胞を使用することの倫理的意味の相違。
  - ES指針
    - 樹立・分配指針
    - 使用指針

# ES細胞の臨床使用

- ヒト幹指針(2006年)の改正(2010年)
  - ヒトES細胞、ヒトiPS細胞も対象とする。
- ES指針下で樹立されたES細胞を使用することは事実上不可能
  - 余剰胚提供者へのインフォームド・コンセントは「基礎的研究」にのみ使用することを内容としている。
  - 個人情報保護のために余剰胚までのtraceabilityを切断している。
- 臨床使用のためのES細胞樹立指針を作ることが必要。
  - 現在の樹立・分配指針の改正か。
  - 独立の厚労省指針か。

# 3. ヒト受精胚指針(2010年)

- CSTP報告書「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(2004年)
  - 研究目的でのヒト胚の作成を認めて、その指針作りを厚労省に委託。
  - 生殖補助医療研究一般が厚労省に割り当てられた訳ではない。
  - 出産させるためではなく、研究目的で新たな生命であるヒト胚を作成し、使用して棄滅させることは、許されないというのが初期の生命倫理の基本的立場。
    - “人を目的のための手段としてしか扱わない行為は人間の尊厳に反する。”
    - HFEA (1990)は当時の世界では例外的なもの。その後の改正による拡大。石原理報告参照。
    - クローン技術規制法の「特定胚」作成は、すでに存在する受精胚に加工を加える場合だけでなく、新たなヒト胚の作成も含んでいたのであり、部分的にこれを許容するものであった。
    - 研究目的でのヒト胚の作成を認めることが、人クローン胚の解除の前提になっていた。クローン胚は受精胚ではないが、ヒト胚そのものである。
  - 町野「補足意見」参照。
- 正式名称： ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針
  - 生殖補助医療研究のための指針ではない。
    - ヒト受精胚作成の目的が生殖補助医療研究のために限られているということ。
    - 「使用」といっても研究目的のそれであるから、出産目的で使用することは許されないという前提。「指針第3 胎内への移植等の禁止」
  - 研究の二段審査
    - 倫理審査委員会(提供機関、研究機関)
    - 文部科学大臣・厚生労働大臣の確認
  - 特定胚指針、ES指針とは異なり、その制定・改廃について総合科学技術会議の意見を聞くことは必要とされていない。
    - 均衡を失していると考えるか、両方とも報告に留めることにすべきか。

# 幹細胞から作成された配偶子を用いた受精胚の作成について

- 研究目的での受精胚の作成は「ヒト受精胚指針」の認める場合以外には許されないか？
- 許容する必要性がないことは禁止する理由になりうるか？
- ヒト胚研究ではdefaultはNOに設定されているのか？

さて、どうすべきか？

国民は？

日本政府は、生命倫理専門調査会は、厚労省は、文科省は？

以下、自戒の思いも込めて。

## **Ⅲ 生命倫理専門調査会と日本の 生命倫理**

# 日本の生命倫理が欧米のそれと違ってきてしまっている理由

- 人工妊娠中絶が事実上自由であること
  - Pro-Life v. Pro-Choiceがはっきりしなくなっている。
    - 中絶の権利論者がヒト胚保護をいう論理がはっきりしない。
- 人間の生命に関する「朧な境界線」しかないこと
  - 脳死問題
    - 議論する必要はない、という人たち
    - “命の線引き”は許さない、という人たち
  - 「生命の萌芽」としての「ヒト受精胚」
    - 英訳すると
      - 旧文科省訳: beginning of human life→ヒトの命である
      - 現文科省訳: merging potential of human life→ヒトの命ではない
    - 正しくは「まだ人間の萌芽にとどまり人間ではないが、ヒトの命である」ということだろう。
      - 誤解のないように。そのような法律の態度が妥当かには議論はあるのは確かだが、法律の意味はこのようなものと理解しなければ意味不明であるということである。
  - 生命倫理の世界でどちらを選ぶか
    - 川端康成が好きな『美しい日本の私』
    - 大江健三郎が嫌いな『あいまいな日本の私』
- 生命倫理を「社会的合意論」「ガバナンス論」に解消しうると考える傾向が強かったこと
  - “赤信号みんなで渡れば怖くない、ということはない。”(加藤一郎)
  - “独裁国家は最高のガバナンスを持つ”が、倫理的であるわけではない。
  - 生命倫理の3局面
    - ① 規範内容の倫理性: 本来の生命倫理
    - ② 規範定立の倫理性: 国民、関係者の理解を得る必要、社会的合意論
    - ③ 規範実行の倫理性: ガバナンス論
  - 町野「生命倫理の3局面」参照。

# 生命倫理専門調査会の行方(1)

- 生命倫理は誰のためにあるのか
  - 生命倫理における政策決定は国民のためのもの
    - プロフェッショナリズム尊重の意味と限界を明らかにすべきである。
      - 研究の価値
      - 医療の裁量性
    - 経済的インセンティブは不純な動機ではない。
      - 正義論の意義
- 生命倫理的な政策決定について責任を引き受ける覚悟を持つべきである。
  - 生命倫理は政策決定への発言であることを自覚すべきである。
  - その際、概念と主張は明確にすべきである。
    - 慎重論
    - 人間の尊厳
    - インフォームド・コンセント
    - 個人情報の保護

# 生命倫理専門調査会の行方(2)

- CSTP報告書(2004年)を出発点としながらも、それにとどまることがあってはならない。
  - 現在の“defaultはNO”“逆モグラたたき方式”を維持すべきか。
  - “現実的な可能性と必要性が出てきたら、そのときに議論しましょう”でよいか。
- 体系的議論が必要
  - 課題を価値体系の中に位置づけて考えることが必要。
    - しかし、それは包括的な議論、たとえば「ヒト胚の尊厳」そのものを議論すべきだということではない。
  - マニュアル規制、技術規制という考え方の再検討。
    - 日本の倫理指針についても問題
  - 医科学研究者、市民、行政の議論が必要
    - 厚労省、文科省など、縦割りでない議論を生命倫理専門調査会の場で行うことが可能か。



ご静聴有り難う御座いました。



© Taeko Hagiwara